

## 大阪市条例第48号

大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年  
大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(<u>令和6年厚生労働省令第16号</u>。以下「<u>令和6年改正省令</u>」という。)附則第2条、第4条及び第6条(これらの規定のうち介護老人保健施設基準に係る部分に限る。以下同じ。)</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 介護老人保健施設の管理者は、前条に定める基準のうち、介護老人保健施設基準第5条から第23条まで、第24条の2から第37条まで及び第38条第1項並びに<u>令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条</u>に係る部分並びに次条の規定に従業者</p>	<p>(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(<u>令和3年厚生労働省令第9号</u>。以下「<u>令和3年改正省令</u>」という。)附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで(これらの規定のうち介護老人保健施設基準に係る部分に限る。以下同じ。)</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 介護老人保健施設の管理者は、前条に定める基準のうち、介護老人保健施設基準第5条から第23条まで、第24条の2から第37条まで及び第38条第1項並びに<u>令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで</u>に係る部分並びに</p>

守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護老人保健施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護老人保健施設基準第39条、第40条、第41条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分を除く。)及び第42条から第49条まで並びに介護老人保健施設基準第50条において準用する介護老人保健施設基準第5条から第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条第1項、第24条の2、第26条の2、第28条から第37条まで及び第38条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第4条中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「第5条から第23条まで、第24条の2」とあるのは「第42条から第49条まで並びに介護老人保健施設基準第50条にお

次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護老人保健施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護老人保健施設基準第39条、第40条、第41条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分を除く。)、第42条から第49条まで並びに介護老人保健施設基準第50条において準用する介護老人保健施設基準第5条から第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条第1項、第24条の2、第26条の2、第28条から第37条まで及び第38条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第4条中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「第5条から第23条まで、第24条の2」とあるのは「第42条から第49条まで並びに第50条において準用する第5条か

いて準用する介護老人保健施設基準第5条から第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条の2、第26条の2、第28条」と、「次条」とあるのは「第6条第2項において読み替えて準用する第5条」と、前条中「第38条第2項各号」とあるのは「第50条において読み替えて準用する介護老人保健施設基準第38条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第7条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(介護老人保健施設基準第5条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

[(1)・(2) 略]

[2 略]

ら第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条の2、第26条の2、第28条」と、「次条」とあるのは「第6条第2項において読み替えて準用する第5条」と、前条中「第38条第2項各号」とあるのは「第50条において読み替えて準用する介護老人保健施設基準第38条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第7条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(介護老人保健施設基準第51条第1項に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

[(1)・(2) 同左]

[2 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。